

宇土市市有施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル
評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇土市市有施設への太陽光発電設備等導入事業を実施するに当たって、プロポーザル方式により受託候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱に基づき、宇土市市有施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価基準、評価方法に関する事項
- (2) 企画提案書等及びヒアリングの評価に関する事項
- (3) 受託候補者の特定に関する事項
- (4) その他委員会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、下表の職員で構成する。

職務	役職氏名	備考
委員長	市民環境部長	所管部長
委員	環境交通課長	事業担当課長
委員	環境交通係長	事業担当係長
委員	環境交通係主事	事業担当者
委員	上下水道課長	宇土終末処理場 施設担当課長
委員	文化課長	宇土市民会館 施設担当課長
委員	学校教育課長	走潟小学校 施設担当課長
委員	財政課技術総括	建築

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置き、発注する所管部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境交通課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、令和8年7月 21日から施行し、宇土市市有施設への太陽光発電設備等導入事業の受託者が決定し、契約を締結したことをもって廃止する。